平成２１年（フ）第３２３号
埼玉県入間市大字下藤沢250番地１　ソシアＡ301、前住所埼玉県入間市大字下藤沢977番地15　レジデンスゼファー202
債務者　御代川貴宏
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３０号
埼玉県飯能市大字川寺41番地21
債務者　椙田眞知子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４６号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―14―305
債務者　宇津木　正
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５号
新潟県上越市三和区岡木348番地
債務者　山川　香奈
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３２号
新潟県上越市北城町４丁目11番２号、前住所新潟県上越市大和４丁目12番７号
債務者　秋山　勝義
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３３号
新潟県上越市北城町４丁目11番２号、前住所新潟県上越市大和４丁目12番７号
債務者　秋山　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第５７号
新潟県妙高市大字大原新田650番地１
債務者　安川　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２１号
岐阜県土岐市泉町大富939番地の33
債務者　大竹　香奈
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２４号
岐阜県瑞浪市樽上町２丁目１番地の３
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２３号
静岡県静岡市駿河区中村町393番地　イマジン303号、申立時の住所静岡県伊豆市上白岩1929番地の22
債務者　土屋　弘和
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
静岡県下田市椎原126番地、申立時の住所静岡県伊豆市上白岩1929番地の22
債務者　土屋　初美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
静岡県御殿場市水土野203番地の７
債務者　内海　茂一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
静岡県三島市徳倉３丁目19番13号
債務者　山田愛一郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
静岡県三島市徳倉３丁目27番19号
債務者　安藤　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
静岡県伊東市鎌田999番地の１　城平住宅Ｆ―301号、前住所静岡県伊東市岡1332番地の53　グリーンコーポ101号佐藤方
債務者　鈴木　三姫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
静岡県御殿場市山之尻25番地の２　杉山第１ハイツ203
債務者　杉山　節子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
静岡県伊豆の国市立花１丁目44番地
債務者　宮崎　順子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３００号
静岡県沼津市下香貫石原1256番地　ベルビー橋本102
債務者　鈴木奈津子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係